

財務省告示第三百七十六号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十四年九月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。

平成十四年十月四日

財務大臣 塩川 正十郎

一	名称及び記 利付国庫債券（五年）（第二十二 回）
二	発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項
三	発行方法 郵便貯金資金による引受け
四	発行金額 額面金額で二千三百億円
五	払込金額 二千万円、九十九億八百万円
六	額面金額の 五千万円、十億円、百万円、千 万
七	発行行 額面金額百円につき九十九円九 角
八	発行価格 額面金額百円につき九十九円九 角
九	利率 年〇・三パーセント
十	初利 平成十五年三月二十日を支払期 とし、次の算式により算出した 金額を支払う。ただし、支払期 が銀行休業日に当たるときは、 その翌営業日に支払う（以下、 次号及び第十二号において規定 する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額又は登録金額} \times 0.3 \times 1}{100 \times 2}$$

十一
 第二期
 以後の利子
 以後の第二期利子

毎年三月二十日及び九月二十日
 を支払期とし、各支払期におい
 て、その日以前六月間に属する
 利子を支払う。

十 十 十
五 四 三 二

払 払 元 償 償
込 場 利 還 還
期 所 金 金 期
日 支 額 限

平 取 国 日 額 平
成 扱 債 本 面 成
十 店 代 銀 金 十
四 並 理 行 の 年 九
年 び 店 本 円 年
九 に 及 店 につ 九
月 取 び 支 き 月
二 扱 国 店、 十
十 郵 債 元 支 百 日
日 便 元 利 店、
局 金 支 代
 払 理 店、